

特命随意契約理由書

315

件名	史跡江戸城外堀跡保存活用計画策定支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は、千代田区が、新宿区・港区と共同で策定する「史跡江戸城外堀跡保存活用計画」の策定支援である。受注者は、検討案作成のために必要な資料（データ）の収集・分析、及び執筆・図版作成、編集等を行うとともに、史跡江戸城外堀跡保存活用計画策定委員会の開催に必要な資料作成、説明補助及びその他の開催支援を行う。
選定理由	本業務は、令和5年度に外堀内で植生及び測量調査を実施する予定であったところ、対象地域や実施方法の調整に時間を要したことで、令和6年度に引き続き上記調査を実施することとした。策定予定期間である令和6年度中に計画を策定するためには、調査業務の調整を含む、迅速な業務進行が不可欠となっている。下記事業者は、令和5年度の受託者であり、引継ぎにかかる時間が不要のため、期間の短縮が可能となる。また、令和5年度は、3回の保存活用計画策定委員会とそれに伴う委員等への意見聴取が実施され、委員との関係性も深く築かれている。各委員の意向も熟知しており、保存活用計画に迅速に反映することが可能である。以上の理由から、令和5年度の履行状況も良好である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社パスコ 東京支店 住所 東京都目黒区下目黒一丁目7番1号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,965,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
担当課	地域振興部文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

602

件名	幼稚園・保育園・こども園給食用菓子の購入
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：(物品)・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	幼稚園・保育園・こども園の乳幼児の延長保育用菓子を購入する。
選定理由	<p>幼児が喫食する菓子は、献立に応じて多様な種類が必要で、且つアレルギーの対応や安全の担保が求められている。商品の栄養成分一覧表にはアレルギー標記（原材料以外で製造工場内にあるアレルギー物質コンタミネーション含む）、使用原材料の製造所所在地（産地）標記、原材料配合率標記、製造工程、遺伝子組み換え標記等の情報が記載されていることが必須である。</p> <p>下記業者は区内全園への納品が可能で、上記条件を満たす唯一の業者であるため、契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 パワーキッズ</p> <p>住所 東京都江戸川区西一之江4-8-22</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	<p style="text-align: center;">1,603,994</p> <p>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）</p>
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

227

件名	例規検索システム等運營業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区が保有する例規及び要綱並びに法令データを編集してデータベース化し、 Web上で閲覧・検索ができるシステムの運営を行う。
選定理由	1 プロポーザル年度 平成 30 年度 (平成 30 年 10 月 29 日付、30 千政総務第 254 号 平成 31 年度開始) 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3 継続年数 6 年目 4 評価 良好な業務成績 5 更新 令和 5 年 8 月 17 日付 5 千指業選委第 7 号 指名業者選定委員会承認 業務成績は良好なため、引き続き令和 6 年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 第一法規株式会社 住 所 東京都港区南青山二丁目 11 番 17 号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,280,232 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	和泉橋出張所・区民館総合管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	和泉橋出張所・区民館の清掃・保守管理等の総合管理業務
選定理由	下記事業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改訂)に基づき、令和5年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和5年度の業務成績は良好なため、引き続きほぼ同条件で、翌年度に限り下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社フジクリーン 千代田支店 住所 千代田区神田佐久間町 2-12
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,075,100 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	千代田区役所 和泉橋出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	和泉小学校給食調理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ 委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	和泉小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 2年 4. 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても 下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 メフォス 住所 東京都港区赤坂 2-23-1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	25,952,300 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	麴町小学校・千代田小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室」 業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区立2小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊び・学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選定理由	実施場所である2か所の小学校(麴町小学校・千代田小学校)には、民設民営の学校内学童クラブ(アフタースクール)が併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。なお、令和5年度の業務成績は良好である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 社会福祉法人 共生会 住所 東京都葛飾区東四つ木1-12-17
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	36,228,170 円 (消費税を含む) ※ 納印 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
担当課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	麴町中学校給食調理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	麴町中学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する
選定理由	1. プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても 下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 東洋食品 住所 東京都台東区東上野一丁目14番4号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	30,855,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	麴町保育園給食調理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	麴町保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和5年度（令和6年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 初年度 4. プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社メフォス 住所 東京都港区赤坂二丁目23番1号
※ 契約年月日	令和 6年 4月 1日
※ 契約金額	23,205,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

509

件名	区立神保町仮住宅他9施設配管劣化調査業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概要	竣工後30年前後を経過した各施設の劣化した配管を調査するにあたり、高精度の配管劣化度調査を行う。
選定理由	従来のX線や超音波検査による診断では、配管劣化度の詳細把握は困難であり、適切な配管更新計画の策定ができなかった。下記業者は、配管の劣化度の判定について、X線検査と検査結果に基づく配管寿命の評価を高精度で判断することができる「配管検査方法」の特許を取得している。 この技術を利用して配管の劣化度と寿命を詳細に判定できる下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 SSKファシリティーズ株式会社 住所 北海道札幌市白石区南郷通14丁目北3番37号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 8 日
※ 契約金額	24,750,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで
担当課	施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	食品総合システム／事業譲渡対応改修
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）が成立し、事業譲渡届出制度の創設が行われることとなった。 これに伴い、平成29年度に導入し現在使用している食品総合システムについても、法改正に合わせるため、食品総合システムの改修を行う。
選定理由	現行システムは平成29年4月より、稼働・運用を行っている。 本システムは、開発業者の所有するパッケージソフトを、カスタマイズする方法で開発されたため、開発業者が知的所有権を所持しており、本区はその使用权がある。 プロポーザルの条件として保守委託を開発事業者に委託することにしてきたほか、本システム稼働を適正に管理運営できるのは、設計開発に伴う知的所有権を現在所持している、開発業者に限られており、一般競争入札になじまないものである。 よって、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称 株式会社WorkVision 住所 東京都品川区東品川2-2-4 天王洲ファーストタワー
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 8 日
※ 契約金額	1,078,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年5月31日
担当課	保健福祉部生活衛生課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	日曜青年教室宿泊学習企画運営支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>知的障害がある青年や成人を対象に、その適性・能力に合わせ、生涯学習としてより幅広い分野についてのプログラムを展開して、社会的適応力を伸ばすことにより、充実した生活を送れるように援助している。</p> <p>宿泊学習は、保護者の元を離れて集団で生活・行動することにより協力や約束ごとを守ることなどを学習する。</p> <p>また、自然に親しみ、のびのびと楽しく充実した3日間を過ごすことにより、心身共にリフレッシュさせることを目的としている。</p>
選定理由	<p>日曜青年教室「宿泊学習会」は、知的障害があり、且つ高齢化で身体的能力が低下しつつある受講生の安全・安心を最優先に事故なく宿泊学習会を遂行するため、安全性・利便性を優先考慮し、受講生の特性をよく理解した事業者が行程を作成する必要がある。</p> <p>また、移動手段としてトイレ付の大型貸切バスが必須であるにも関わらず、昨今の情勢として7月の3連休に大型観光バス2台を確保するのは難しい状況にある。</p> <p>下記事業者は、過去の日曜青年教室の企画・運營業務を委託していた事業者と連携し、宿泊学習会の再委託先として受講生の特性に寄り添い、行程作成や施設手配を行っていた実績があり、トイレ付バスについても確保できる見込みがある。</p> <p>以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 JTB ビジネスソリューション事業本部 第一事業部</p> <p>住所 東京都新宿区西新宿 2-1-1</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 8 日
※ 契約金額	2,520,000 円 (消費税を含む)
契約期間	※ 契約締結日の翌日から令和6年7月31日 契約締結日の翌日から令和6年7月31日
担当課	地域振興部生涯学習・スポーツ課 管理係
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号